

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度 第1回曾於警察署協議会
会 議 日 時	令和7年7月9日（水） 午後2時00分から午後4時5分まで
会 議 場 所	曾於警察署 曾於地区交通安全協会会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 7人 2 警察署 署長以下 8人

会議の概要

1 管内の治安情勢と警察署の取組状況について

- (1) 警務関係
- (2) 生活安全刑事関係
- (3) 交通関係
- (4) 地域課関係
- (5) 警備課関係
- (6) その他

2 速度取締り指針の説明

管内の交通事故分析結果に基づく取締り指針について説明

3 意見・要望等及び回答

- (1) 「子ども110番の家」は、通学路を中心に商店や民家に設けられています。子どもが犯罪等の被害に遭ったり、遭いそうになった場合の犯人から逃れるための緊急避難場所、警察への通報場所として認識しています。月野小学校区内にも6か所設置されていますが、管内の「子ども110番の家」の現況について伺います。

(回答)

曾於署が委嘱する「子ども110番の家」は、全部で97か所あります。

この97か所の「子ども110番の家」は、小学校の校区毎に委嘱させていただいており、その多くがお店や事業所となりますが、個人の事業所や民家については個人情報保護の観点から、詳細な所在地は公表されていません。

「子ども110番の家」の場所については、鹿児島県警察本部のホームページに掲載されている「犯罪・交通事故情報マップ」で確認することが出来ますので、必要に応じてホームページでご確認いただければと思います。

子ども110番の家があっても、子どもたちがその存在や活用方法を知らなければ意味がありませんので、警察では、各小学校において定期的に行われる不審者対応訓練に合わせて、子どもたちを対象とした「子ども110番の家への駆け込み訓練」を実施しています。

訓練には、委嘱先の方にも参加していただき、実際に不審者に遭遇したという想定で訓練を実施することで、子ども110番の家の周知や、子どもたちの防犯意識の向上を図っています。

また、警察といたしましては、今委嘱している子ども110番の家が真に機能しているのか、新たに委嘱すべき場所がないかなど、現状を不断に見直すとともに、パトカーによる登下校時間帯の通学路警戒を適宜実施するなどして、子どもたちが安全で、かつ安心して学校に通えるよう努めて参りたいと考えております。

- (2) 宮崎県の高校生が大麻所持で逮捕されたニュースを見たが、曾於市の青少年犯罪への影響は無いかわかります。

(回答)

県警や曾於署における少年による薬物事犯の検挙状況ですが、昨年、県警が大麻事犯で検挙した少年は5人です。

曾於署が大麻事犯で検挙した少年はいません。

大麻が少年に広がっている背景には、友人・知人やインターネット等から、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」等の誤った情報を鵜呑みにして、好奇心・興味本位、その場の雰囲気等の動機で大麻に手を出してしまう実態があるほか、SNSの普及も一つの要因ではないかと思われまます。

曾於市の青少年犯罪への影響ですが、全国的に大麻乱用者が増加していることや、実際に鹿児島県でも検挙されている実情を踏まえると、隣接する宮崎県で発生していることから、曾於市にも影響するのではないかと考えられます。

少年が身近な環境に影響を受け、あるいは安易な考えのもと、享樂的に大麻を使用する傾向にある中、警察では、特に生活環境の変化の大きい高校生や、中学生を対象とした薬物乱用防止教室を開催し、薬物事犯の現状、薬物乱用の影響、依存の怖さ、防止方策を広報しているところです。

引き続き、曾於市や教育委員会、学校等の各関係機関と連携し、効果的な広報活動を継続して行う所存です。

- (3) 曾於市内の既存のイベント（各町イベントや市民祭）などに、警察署と市民をより良く繋ぐ場とするために「警察署協議会」として参加するのはどうでしょうか。

曾於署としてはさまざまな場で広報活動されていると思いますが、協議会として参加することでより身近な存在としてのPRが出来るのではと考えました。

なお、過去に実績があれば、内容と継続しなかった経緯について伺います。

(回答)

警察署としましては、各種ボランティア団体と連携して、様々な場で広報活動を実施しておりますが、これまでに曾於警察署協議会として参加したことはないようです。

警察署協議会の役割は、警察署長が、警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について委員の皆さまから意見を聞くための機関であり、警察署の業務運営について、理解と協力を求める場でもあります。

委員の皆さまには、それぞれの仕事や行事等、お忙しい中で警察署協議会に出席していただいております。特別職の非常勤公務員として報酬や旅費も支給させていただいております。

協議会として広報活動等に参加することが可能かどうかも含めまして、検討させていただきたいと思っております。

- (4) 道路標識や信号の新設などの要望等こちらでも議題にあがりますが、交通インフラを担うバス会社や地元タクシー会社、土木建設業などとの意見交換の場があるか伺います。

(回答)

信号機や横断歩道の新設や摩耗した道路標示の補修に関する住民からの要望については、依然として多数寄せられているところであり、警察署では、それらを順次調査した上で、その必要性を判断しているところです。

関係機関との意見交換の場という点で説明しますと、曾於市では、定期的に「子どもの移動経路・通学路等安全推進会議」が開催されており、警察署からは交通課の交通規制担当者が参加しています。

本会議では、国・県・市の道路管理者のほか、教育委員会の関係者が参加し、主に通学路を中心に摩耗した道路標示や交通安全設備の劣化状況等について情報共有を行っています。

その他、住民の方々から寄せられている要望に対し、どのような解決策を講じていくのかということについては、会議の場以外においても交通課の担当者が道路管理者等と緊密に連携し、調整を図っているところです。

御質問にありました、バス会社やタクシー会社といった交通インフラを担う業種との意見交換の場については、現在のところ設けられておりませんので、署員に対して、パトロールや企業訪問等の際には、そのような業種の方々に御意見を伺い、意見・要望等があった場合には、確実に報告するように指示したいと考えております。

なお、土木建設業の方々に関しては、曾於地区における安全運転管理協議会の事務局が建設業協会曾於支部に設けられていることから、あらゆる機会を通じて意見交換を行う場が設けられていますので、そのような場において、交通規制に係る御意見・要望等を承っているところです。

- (5) 小学生の自転車の乗り方が危ないです。

信号のない交差点での飛び出しや、信号でも周囲を確認せずにスピードを出し走行、横に広がって走行等、見ていて危なく思います。

夏休み前に指導等必要ではないでしょうか。

(回答)

管内の小中学校に対しては、4月から5月にかけて交通安全教室を開催し、主に正しい自転車の乗り方について指導を実施しました。

また、本年5月20日には、大隅町・末吉町・財部町の通学路において、一斉自転車取締りを実施し、交通ルールに則っていない自転車の乗り方をしている子どもたちに指導・啓発を行ったところです。

夏休み前の指導等に関しては、今月11日から20日までの間、夏の交通事故防止運動が実施され、運動の重点として「子どもの交通事故防止」と「自転車の安全利用推進」が掲げられておりますので、夏休み前でもあるこの期間に、子どもの自転車利用に対する指導・啓発活動を徹底し、危険な運転や事故の被害等がないように努めたいと考えています。

- (6) 曾於市における振り込め詐欺等の発生状況と対応状況について伺います。

(回答)

曾於市内における振り込め詐欺等の発生状況ですが、令和6年中は、うそ電話詐欺

が8件で被害額約3,490万円、SNS型投資・ロマンス詐欺が9件で被害額が約6,750万円でした。

令和7年中の曾於市内での被害は、うそ電話詐欺が1件で被害額が約50万円、SNS型投資・ロマンス詐欺も同じく1件で被害額が約1,250万円であり、件数、被害額とも昨年と同じ時期に比べて減少しています。

受理した事件については、いずれも犯人検挙に向けて捜査中です。

昨年、曾於市での被害額が1億円を超えたことを受け、警察といたしましては、詐欺被害の根絶を目指し、市の広報紙に詐欺被害防止を呼びかける記事を掲載したり、曾於市役所玄関エントランスにある大型ビジョンで詐欺被害防止の啓発動画を放映するなど、様々な被害防止対策を講じて参りました。

引き続き、巡回連絡や各種会合における防犯指導、署の広報紙やそおグッドFM等を通じた広報活動等により、被害防止に努めて参りたいと考えております。

(7) 曾於市及び近隣市町の不審者情報について伺います。

(回答)

曾於市内における不審者情報ですが、
自宅の敷地内に、自転車に乗った見知らぬ男が入ってきた
買い取り業者を名乗る外国人が自宅を訪ねてきた
知らない車が長時間停まっている

などといった通報や相談を複数受けているのが実情です。

また、先ほど管内概況で説明したとおり、昨年中は12件の声掛け事案を認知しています。

警察としましては、これら通報や相談内容を署員同士で共有するとともに、地域警察官のパトロール活動に活用しているところです。

近隣自治体の不審者情報については把握しておりません。

(8) 曾於市及び近隣市町の空き巣被害状況について伺います。

(回答)

曾於市内及び近隣自治体における空き巣の被害状況についてお尋ねですが、空き巣については「住宅対象の侵入盗」と言い換えてご説明します。

まず、曾於市内における住宅対象の侵入盗ですが、

令和6年中は8件、令和7年は5月末現在で2件発生しています。

本年中に認知した2件は、いずれも犯人を検挙しております。

続いて、近隣自治体における住宅対象の侵入盗の発生状況ですが、

志布志市 令和6年中5件

大崎町 令和6年中1件

鹿屋市 令和6年中28件

霧島市 令和6年中25件

垂水市 令和6年中2件

となっております。

(9) 高齢者が、横断歩道を使わず、道路を渡っているのをよく目にします。

急カーブのある道路では特に危険だと思います。

(回答)

御意見のとおり、県内において高齢者の道路横断中における交通事故が多数発生している状況を踏まえ、横断歩道以外における道路横断は、相応の事故リスクが高まるものと考えています。

報道等でご存知かと思いますが、先月28日、始良市において横断歩道や信号機のない道路を横断中の78歳男性が乗用車にはねられて死亡した交通事故が発生しました。

県内における昨年の事故統計をみますと、高齢者の歩行中死傷者の事故類型では、横断歩行中が全体の約7割を占めているという結果が出ています。

このような状況等を踏まえ、警察といたしましては、グランドゴルフ大会や高齢者学級といった高齢者が集まるあらゆる機会において、交通安全啓発を実施しておりますので、今後とも積極的な広報に努めたいと考えています。

(10) 岩川交差点の信号が分かりづらいと言われる方が多いです。

(回答)

農協前交差点やその先の職安前交差点については、国道269号のバイパスによる複雑な道路事情から、信号機灯火やそのサイクルに関する意見・要望が多数寄せられています。

他方、現状の交通規制を変更する場合、十分な検討や広報等が徹底されなければ、当該箇所の道路交通に馴染まれた住民にとっては、必要以上の混乱を招く可能性があることも事実です。

そのような点を踏まえながら、住民から意見・要望がなされる交差点の信号機灯火等に関しては、今後とも道路管理者と情報共有を図りながら、多角的な視点により、安全な道路交通の維持に努めたいと考えています。

- (11) 交通安全における事故は加害者も被害者も高齢者が非常に多いと聞きます。地域の高齢者の集まり(高齢者学級)等に來ていただき、警察の方から日常生活において気を付けるべき事など指導があると良いと思います。

(回答)

曾於署では、高齢者学級やグランドゴルフ大会といった多くの高齢者が集まるイベント等において、交通安全講話を実施し、高齢運転者による事故又は高齢者が負傷された事故の状況等について広報・啓発を行っております。

また、「ナイトスクール」という高齢者を対象にした活動では、夜間帯における交通事故の危険性や夜光反射材の有用性について、実演を交えながら広報・啓発を実施しているところです。

- (12) スマホを使用する上で、明らかに詐欺と分かる事例等について具体的に教えていただきたい。

(回答)

SNSの普及に伴い、SNSに絡む詐欺事件が横行しています。

明らかに詐欺と分かるものとしては、

○ 「高額当選」という内容のメール

○ SNSにおける外国籍やハーフを名乗る美女、軍人からの友達申請やダイレクトメール

○ 警察や検察、厚労省、国税庁、金融庁等の官公庁を騙った電話やメール

○ +から始まる国際電話番号からの電話

○ 未納料金を要求するメール

などがありますが、要は、

一度も会ったことのない人から現金や暗号資産等を要求された場合

は、詐欺だと思っただけで構いません。

具体例としましては、

○ SNSで著名人になりすまし、「この投資で利益が出た」などと投資に勧誘する

○ 投資に関するグループLINEに参加させられる

○ 振込先に個人名義の口座を指定される、振込先の口座が振込のたびに変わる

○ SNSで外国人女性からの友達申請があり、好感を持たせた上で、投資話を持ちかけられる

○ 「高額当選しました」とのメールが届き、受け取り手数料等名目で金銭を要求される

○ 某県警察を名乗る男から電話で「口座が犯罪に使用されている」「あなたは犯人として疑われる」と言い、偽物の令状を提示して、現金を要求される

○ 某県警察を名乗る者から、口座がマネーロンダリングに使われており、金融庁に確認してもらう必要があるとの名目で現金振込を求められ、現金をだまし取られる

○ 某県警察を名乗る者から、詐欺の報酬を受け取ったとの嫌疑をかけられ、冤罪を証明するために現金振り込みを求められる

といったものがあります。

警察としましても、具体的事例を示した上で詐欺被害の注意を呼びかけるなど、創意工夫した防犯広報を行い、詐欺被害に遭う住民を一人でも減らしていきたいと思っています。

- (13) 地方の駐在さんは、地域の祭りや行事に積極的に参加して下さり、頭が下がります。これからも続けてほしいです。

(回答)

地域の祭りや行事などに参加して、その場でたくさんの方々とおふれあい、また、声を聞くことによって、より幅広く警察活動に役立てることが出来ますので、地域の祭りなどには積極的に参加しています。

また、私たち警察官は会場内外の警備を実施して、必要な事故防止対策を講じることにより、雑踏事故の未然防止に努めています。

- (14) マイナ免許証に関して1点伺いたい。

マイナ免許証について、マイナンバーカードに免許情報を登録するものかどうかというところは認識しているが、マイナ免許証を作成した場合、マイナンバーカードに、本カードがマイナ免許証である(つまり、運転免許情報が登録されたものである)ということを見た目で把握することは可能であるのか。

私は、会社に勤めているが、従業員に運転免許証の提示を求めた際にマイナ免許証を示された場合、雇用者側としてどのような手続きで従業員の免許情報の確認をすればよいのか。

(回答)

マイナ免許証を作成した場合、本人の運転免許情報はマイナンバーカードのICチップ内に登録されます。

そのため、マイナンバーカードの券面を見ただけでは、本人の運転免許情報はもちろん、当該カードがマイナ免許証であるのか否かの判断はつきません。

ただし、マイナ免許証における運転免許情報については、スマートフォン等にダウンロードが可能な「マイナポータル」というアプリケーションを使用することで確認することができます。

委員御質問のとおり、事業所等において、従業員に運転免許証の提示を求めた際、本人の運転免許証に係る保有形態がマイナ免許証であった場合には、本人はマイナンバーカードを提示することになりますが、このマイナンバーカードが本当にマイナ免許証であるのか、それともただのマイナンバーカードであるのかについて、カードの券面を見ただけでは判断することはできません。

そのため、事業所において従業員のマイナ免許証に関し、本人の運転免許情報を確認しようとする場合には、マイナンバーカードのICチップを読み取るための専用機材を導入していただくか、従業員本人にマイナポータルを使用して運転免許情報を提示するルール作りをしていただく必要があろうかと思えます。

備 考	
-----	--